



いよいよ本格的な雪のシーズンを迎えました。村では例年のように村民の通勤、通学や、日常生活などに支障をきたさぬよう道路除雪と防災対策について体制を整えています。

除雪作業は、原則的に午前七時頃まで終了するよう努めています。

# やめて！ 除雪夜の路上駐車

冬の道路確保はみんなの協力で

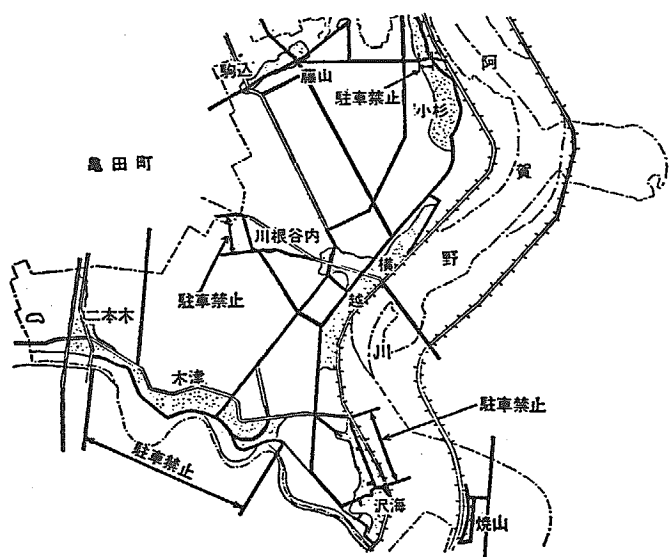
道路の夜間駐車は禁止  
12月1日～3月末日

除雪作業は、夜間作業が多いため、道路に車など物件の放置をしないでください。除雪作業に支障をきたすだけでなく、損傷事故のもとになります。

十二月一日から、翌年三月末日までの間、駐車禁止となります。

## 除雪計画路線

路線	除雪業者
主要幹線	村で除雪を実施(一部建設業者に委託)
地区内道路	建設業者に委託
国道49号線	建設省で除雪
県道4路線	県で除雪



道路端の樹木の枝や竹などが雪の重みで道路に垂れ下り、除雪作業の妨げになる場合が多いので、雪の降る前に伐採しておいてください。

道路端のガラス戸などは除雪車は、雪を以外に遠くまで飛ばします。また、除雪幅を広くするため、道路端の家屋のガラス戸などを破損する場合があります。前もって防護柵を設けてください。

**スパイクタイヤ  
使用しないで！**  
4月1日～11月30日

道路の損耗、粉じんの影響からスパイクタイヤ不使用に協力を  
タイヤチェーンの使用を  
(新潟県)

雪を道路に出さないで  
除雪した雪や、屋根からおろした雪は、道路に出さないでください。車や人の通行の妨げになり、スリップ事故のもとになります。

「忘年」と言う言葉には、いろいろな意味があるようです。自分の老いを忘れて没頭するほどおもしろく思うこと、年齢を忘れ、長幼に関係なく、たのしみたいものです。

最近、泊まりがけの忘年会が流行しています。といっても、別にぜいたくになったたのしみたいものです。

もちろん忘年会はその年の苦勞を忘れるための催しですが、せつかくの会ですから、年齢を忘れ、長幼に関係なく、たのしみたいものです。

最近、泊まりがけの忘年会が流行しています。といっても、別にぜいたくになったたのしみたいものです。

また、二次会、三次会を行うことも多く、一次会よりも経費が高くなり、あげくの

はてタクシーで帰るよりは、というところでしょ。

最近、カラオケ大会やゲームなどで楽しむ忘年会も見られます。ただしたかにか飲むだけの時代ではなく、つつあるようです。

ところで年末年始は、忘年会に限らず飲食の機会が多くあります。十分健康にご注意を。

- みやくお**
- 佐藤 スミイ 65 地区
  - 増淵 三郎 58 地区
  - 小田 弥郎 86 地区
- たためお**
- 片山 新生児 地区
  - 皆川 朋美 地区
  - 神田 優 地区
  - 鈴木 真 地区
  - 小畑 友加 地区
  - 酒井 友加 地区
  - 佐藤 友香 地区
  - 熊倉 明日香 地区
  - 渡辺 祐子 地区
  - 本間 潤子 地区
  - 阿部 泰志 地区
  - 塚本 悦子 地区

# 交通事故多発する冬

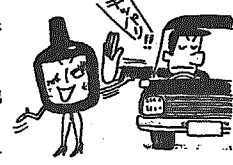
12月11日(火)～1月10日(木)  
冬の交通事故防止運動

12月11日から1カ月間、飲酒運転の防止、スリップ事故の防止、踏切事故の防止などを重点に「冬の交通事故防止運動」が行われます。

忘年会、新年会と飲酒の機会が多くなり、また、道路は積雪、凍結によりスリップしやすくなります。これらが原因の重大事故が例年多発する時期です。みんなで気をつけて明るいお正月を迎えましょう。

## 飲酒運転の追放

- 家族の中から飲酒運転者を出さないよう家族みんなで話し合う。
- 車を運転する来客には、絶対に酒類を出さない。
- 家族が車を運転して外出するときは、飲酒運転をしないよう「愛の一声」をかける。



**飲酒運転の特徴**

- 運転に大切な注意力、思考力、判断力が失われます。
- 視野が狭くなり、目でものを追う能力が低下します。
- 運動機能が低下し、ブレーキ、ハンドル操作が不慣れになります。
- 開放的な気分になりスピードを出すようになります。
- その結果として、**大事故→死亡**につながります。

## スリップ事故の防止

- 家庭では、早めに準備しゆとりをもって送り出す。
- 降雪積雪、凍結時の不用不急マイカーの運転を自粛する。

## 歩行者・自転車利用者の事故防止

- 家庭では、子供に、ソリやスキーなどで道路で遊ばないよう気を配る。
- 降雪、積雪時、夜間での自転車、二輪車の利用を自粛する。

「生まれた時に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になる」と、国際結婚で氏変更を届け出れば、外国人配偶者と同じ氏を名乗ることが出来る。など、国籍法及び戸籍法が改正され、昭和六十年一月一日から施行されることになりました。

おもな改正点は次のとおりです。

- 二重国籍の防止、解消  
(1) 国籍の留保制度の適用範囲の拡大  
海外において出生により二重国籍となった場合にすべて国籍留保の届け出を必要とすることになりました。
- 二重国籍の選択制度の新設  
二重国籍者は、原則として二歳になるまでに日本の国籍を外国の国籍のいずれかを市町村長に選択の宣言を届け出なければなりません。

帰化条件の改正  
三年以上国内に居住していること(結婚が三年以上続いている場合は、一年以上国内に居住していること)が必要になりました。また、生活能力は世帯単位で判断されることになりました。

届け出による国籍取得  
国際結婚をした日本人女性の子で改正法施行の日に二〇歳未満のものは、施行後三年間に限り法務大臣に届け出れば、日本の国籍を取得することが出来ます。

国際結婚をした人の氏変更  
国際結婚で日本人が氏の変更を希望するときは、結婚の日から六カ月以内に市町村長に届け出れば、外国人配偶者と同じ氏名を名乗ることが出来ます。

**国民年金保険料は  
年末調整されます**

所得税の年末調整を行う時期です。

国民年金の保険料も社会保険料として所得から控除の対象となります。

ことし一年間に納めた額の金額が控除されます。

十二月は、年末調整の月です。該当する方はこの手続きを忘れずにして下さい。

納め忘れのままになってい、何カ月も重なる、納めにくくなります。

預金口座から納入している人は、残高不足のため、振替不能になっている場合もありますので、いま一度お確かめください。

そのままになってい、年金が受けられなくなってしまうこともあります。

万一、事故などにより、障害者になったり、一家の働き手をなくしたようなとき、年金が受けられなくなるとは大変です。

また、思わぬ災害や病気で、保険料を納めることが困難になったときは、役場の国民年金係か年金委員の方に相談ください。

**お知らせ**

税金は納期まで忘れずに納めましょう

12月の納税は  
村県民税(第四期)  
国民健康保険税(第五期)  
国民年金保険料(第五期)

12月20日(木)  
午前9時～12時  
午後1時～4時  
場所 村長室  
村長が直接相談に応じています。

**作業停電**

12月11日(火)  
午前9時～12時  
木津上一部  
沢海全部

12月17日(月)  
午前8時30分～12時  
二本木下全部  
二本木新田全部

12月の納税は  
村県民税(第四期)  
国民健康保険税(第五期)  
国民年金保険料(第五期)